

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）
現在の取組み状況について

1 主旨

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）について、これまでの取組み状況を報告する。

2 第2段階以降の実施について

第2段階以降のPCR検査（社会的検査）について、本日付けで委託事業者と契約し、事業を開始する予定のため、次のとおり、報告する。

(1) 契約件名

世田谷区内介護事業所等へのPCR検査業務委託

(2) 履行期間（予定）

令和2年11月11日から令和3年1月31日まで

(3) 支出負担行為額及びその内訳

約3億3,800万円（税込）

《内訳》

項目	金額
コールセンター運営等（総価払）	22,899,720
人件費（総価払）	82,224,820
検査料等（単価払）	202,260,000
検査料 @9,000×21,000	189,000,000
容器代、運搬費、廃棄物処理費	13,260,000
小計	307,384,540
消費税	30,738,454
合計	338,122,994

【参考】

- ・検査測定費 ※容器代、運搬費、廃棄物処理費含まず 1検体あたり 9,900円（税込）
- ・本事業合計に対する1検体あたりの費用 16,101円（税込）

※今後、国が検査手法にプール方式を認めた場合、4検体分を1回で検査した際の検査測定費用を極力抑えたいうえで、速やかに契約を変更する。

(4) 契約相手方（代表者名及び住所、事業者の概要）

- ① 事業者名 シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社
- ② 所在地 東京都港区芝浦一丁目1番1号
- ③ 代表者 代表取締役 三嶽 秋久
- ④ 沿革 平成11年4月2日に法人を設立。主に治験実施施設支援業務、ヘルスケア情報サービスなどを実施している。

(5) 経過

令和2年	9月29日(火)	公募型プロポーザル方式による事業者選定手続き開始
	10月6日(火)	参加表明書提出期限
	10月16日(金)	第1回事業者選定委員会、提案書提出期限
	10月20日(火)	第2回事業者選定委員会 プレゼンテーション・ヒアリング等
	10月26日(月)	事業者への審査結果通知、結果の公表 契約交渉相手方第一順位候補者との協議開始
	11月11日(水)	契約締結、事業開始予定

(6) 契約内容

① 予定検査件数 21,000件

② 業務内容

(ア) 区内事業者や区からの予約を受け付けるとともに、区内事業者からの問い合わせに対応する。

(イ) 本業務において事業者が手配する医療機関が、区内事業所や区が指定する場所を訪問し、適切な感染予防策を講じる上で、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査のための検体採取を行う。その後、検査機関へ検体を搬送し、国が認める核酸検出検査（PCR検査）を実施する。

(ウ) 検査結果をもとに、医療機関の医師が診断し、陽性者へ診断結果を連絡するとともに、積極的疫学調査における陽性者に関する情報の聞き取りを行う。検査結果及び陽性者からの聞き取り内容については、区に報告する。

③ 検査可能数 350件/日

(7) その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況、国や都の新たな検査方法や取組み、基準が示された場合は、事業内容を変更することがある。その場合は区と受託者が協議の上、決定する。

3 第1段階（区内医療機関）の契約期間延長について

(1) 当初の契約内容

① 委託医療機関 区内医療機関

② 予定検査件数 延べ2,000件

③ 履行期間 契約の日から10月30日まで

④ 金額 約3,500万円

《内訳》・検査料	30,000,000	(@15,000×2,000件)
・医師立会料	800,000	(@40,000×20施設)
・施設巡回料	1,495,200	(@74,760×20施設)
・事務費用	323,300	
・消費税	3,261,850	
合計	35,880,350	(@17,940×2,000件)

(2) 契約期間を延長する理由

10月より周知及び予約受付を開始しており、検査希望者が現在7,000人を超えているものの、事業所内の検査希望者の取りまとめに時間を要し、履行期間の10月末までに600件程度にとどまっている。また、11月から開始する第2段階以降の事業者が円滑に事業を開始するには、時間を要することが見込まれる等を踏まえ、契約期間を11月30日まで延長する。

なお、今後の区内の感染状況により、従来型PCR検査が予定している検査数（1日600件程度）を超える有症状者や濃厚接触者が発生した場合は、社会的検査をいったん休止することにより対応する。

(3) 変更後の契約内容

- | | | |
|----------|------------------------|--------|
| ① 委託医療機関 | 区内医療機関 | <変更なし> |
| ② 予定検査件数 | 延べ2,000件 | <変更なし> |
| ③ 履行期間 | 契約の日から <u>11月30日まで</u> | <変更あり> |
| ④ 金額 | 約3,500万円 | <変更なし> |

4 11月以降の検査会場の確保について

(1) 検査場所

区内施設

(2) 使用予定期間

11月中旬～令和3年3月末

(3) 検査場所を確保する理由

原則、施設等に訪問し、検体採取を予定しているが、訪問介護事業所のように採取スペースを確保することが難しいケースや、施設訪問時に検査が受けられない方に対応するため。

5 11月以降の対象等の追加について

(1) 陽性者発生後の定期検査のルール化

- 社会的検査の結果、陽性者が発生した事業所に対しては、その後の感染拡大を防ぐため、「月1回*3か月」検査を実施することをルール化する。
- 上記検査の結果、陽性が発生した場合は、さらに3か月間の検査期間を延長する。
- ルール化に伴う影響は、1月120件ずつ増えると想定し、800件程度（11月120件・12月240件・1月360件）を想定する。

10月	11月	12月	1月	2月	3月
陽性者発生	1か月目 → 2か月目		3か月目 →		
	陽性者発生	1か月目 → 2か月目		3か月目 →	
陽性者発生	1か月目 →	陽性者再発生	1か月目 → 2か月目 → 3か月目 →		

(2) 小中学校及び新BOPの対象追加

- 職員数の規模は、教職員 9,800 人・新BOP職員 2,700 人。
- これまで保健所で得た疫学調査における知見は、次のとおり。
 - 学校での感染は、同居家族の感染から児童生徒や教員が感染するケースが多いが、子ども同士の感染は低く、重症化もしにくい。
 - 学校での感染対策の結果、学年単位、クラス単位における活動を行っており、濃厚接触者が少なく、クラスター化しにくい状況にある。
- 11月下旬以降、陽性者が発生した場合の随時検査を対象に小中学校の教員等及び新BOPの職員を追加する。なお、社会的検査の実施にあたっては、事業所管部と施設所管部が適切に役割分担を行い、感染症対策の再周知と合わせて、事業を周知する。

6 今後のスケジュール（予定）について

令和2年11月中旬以降	検査会場の利用開始
11月下旬以降	小中学校及び新BOPの対象追加
11月30日（月）	第1段階（区内医療機関）の契約期間終了
12月	福祉保健常任委員会報告案件（予定） <ul style="list-style-type: none">● 令和3年2月・3月の検査手法及び対象等● 国・都のPCR検査関連事業を踏まえた対応 【都事業】高齢者施設・障害者施設感染症対策強化事業
令和3年 1月31日（日）	第2段階の契約期間終了

【社会的検査実施状況（11月9日時点）陽性率0.54%】

各週	延べ施設数（か所）		検査数（人）		陽性者数（人）	
	随時検査	定期検査	随時検査	定期検査	随時検査	定期検査
10月2日～4日	2	0	109	0	1	0
10月5日～10月11日	3	8	8	151	0	1
10月12日～10月18日	2	1	2	1	0	0
10月19日～10月25日	1	18	1	151	0	0
10月26日～11月1日	5	4	23	130	0	0
11月2日～11月8日	3	4	4	98	0	0
11月9日	0	1	0	59	0	2
計	17	36	147	590	1	3
	53		737		4	

【介護事業所の検査希望者数等（11月9日時点） ※今後日程調整】

合計 444施設（か所） 7,866人

	施設数（か所）	施設数割合	受検人数（人）	受検人数割合
特別養護老人ホーム等	18	4.0%	703	8.9%
介護老人保健施設	2	0.5%	83	1.1%
有料老人ホーム等	70	15.8%	2,917	37.1%
グループホーム	21	4.7%	371	4.7%
通所介護等	91	20.5%	1,047	13.3%
訪問介護等	126	28.4%	2,192	27.9%
小規模多機能介護等	6	1.4%	90	1.1%
居宅介護支援等	101	22.7%	423	5.4%
その他	9	2.0%	40	0.5%
総計	444		7,866	

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査
第2段階以降の実施に向けた公募型プロポーザル方式による事業者選定結果について

1 審査結果

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査について、第2段階以降の実施に向けた公募型プロポーザル方式による事業者選定について、世田谷区内介護事業所等へのPCR検査業務委託事業者選定委員会で審査し、次の通り、契約交渉相手方第一順位候補者を選定した。

○契約交渉相手方第一順位候補者： シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社

2 プロポーザルの経過

令和2年 9月29日（火） 手続き開始の公示
 10月 6日（火） 参加表明書提出期限
 10月16日（金） 第1回事業者選定委員会 書面開催、委員長選出等
 提案書提出期限
 10月20日（火） 第2回事業者選定委員会 プレゼンテーション・ヒアリング等

3 世田谷区内介護事業所等へのPCR検査業務委託選定委員会委員

	氏名	分野	所属・役職
委員長	村中 峯子	外部有識者・保健師	公社 地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター 参事
委員	柴留 富美子	外部有識者・看護師	区感染症アドバイザー、感染管理認定看護師
委員	藤井 義文	高齢者施設 代表	エリザベート成城 施設長
委員	島 宏	障害者施設 代表	三宿つくしんぼホーム 施設長
委員	長岡 光春	庁内	高齢福祉部長
委員	辻 佳織	庁内	世田谷保健所長

4 審査の経過

(1) 第1回委託事業者選定委員会（書面開催）

日時：令和2年10月16日（金）

概要：委員長を委員の互選により選出し、審査要領を確認した。

(2) 第2回委託事業者選定委員会

日時：令和2年10月20日（火）13時30分から19時30分まで

場所：世田谷区役所第2庁舎5階区議会事務局第5委員会室

出席：委員長、委員5名（全員出席）

概要：プレゼンテーションの内容及び提案書等に関し、ヒアリング調査を行い、評価を行った。その後、提案書、価格、プレゼンテーション・ヒアリング、外部精度管

理、財務諸表等の調査・評価結果を合計し、契約交渉相手方第一順位候補者を選定した。なお、事業者名は伏せ匿名での審査を行った。

5 審査方法

(1) 審査要領について

業務の受託を希望する3事業者について、「世田谷区内介護事業者等へのPCR検査業務委託事業者審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、審査した。なお、事業者名は伏せ匿名での審査を行った。

(2) 審査手順

- ① 事業者が提出した提案書について、調査及び評価を行った。
- ② 事業者が提出した見積書について、調査及び評価を行った。
- ③ プレゼンテーションの内容及び提案書、見積書等に関して、ヒアリング調査を行い、評価した。
- ④ 事業者が提出した都道府県等が実施している衛生検査所の精度管理調査の成績及び評価の報告書により、調査及び評価を行った。
- ⑤ 事業者が提出した財務諸表等を区が依頼した公認会計士が審査し、総合所見・審査評点及び総合意見を付した評価書を作成し、その評価書により、調査及び評価を行った。
- ⑥ ①から⑤までの審査の合計得点が最上位の事業者について、選定委員会で協議し、契約交渉相手方第一順位候補者として選定した。

(3) 審査の評価基準（詳細は、別紙「審査要領」のとおり）

- ① 提案書の調査・評価
 - (ア) 業務履行について
 - ・ 予約受付の体制及び管理
 - ・ 検体採取の手法および搬送
 - ・ 検体に対する管理システム
 - ・ 検査結果の報告方法
 - ・ 当該業務内容の履行に対する全体管理および危機管理
 - (イ) 内部精度管理
 - ・ 総合的な精度管理の徹底
 - ・ 施設、機器等の維持管理
 - ・ 監視状況、安全管理
- ② 価格の調査・評価
 - 見積金額の妥当性
- ③ プレゼンテーション・ヒアリングの調査・評価
 - a. 事業実施の概要
 - b. 提案書との整合性
 - c. 業務への取組姿勢
 - d. 独自提案の内容
- ④ 外部精度管理の調査・評価
 - 衛生検査所の精度管理調査結果
- ⑤ 財務諸表等の調査・評価
 - 経営状況（健全性・安定性）

6 選定結果

「世田谷区内介護事業所等へのPCR検査業務委託事業者審査要領」に基づき、各委員による採点を行い、集計した結果を踏まえ、第一順位候補者を選定した。

(1) 審査基準に基づく評価結果

	提案書	プレゼン・ ヒアリング	価格	外部精度管 理	財務諸表	合計	順位
事業者A	645.0	341.66	6	100	200	1292.66	—
事業者B	777.5	475.00	40	100	300	1692.50	1
事業者C	592.5	283.33	76	100	400	1451.83	2

(満点) (960) (600) (200) (100) (400) (2,260)

なお、事業者Aは、合格基準（満点（合計2,260点）に対して60%以上（1,356点））に達していないため、不合格とする。

(2) 契約交渉相手方第一順位候補者

事業者B： シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社

【選定委員会からの附帯意見】

- ① 検体採取を行う際、高齢者や障害者への診断を要する配慮も必要となり得ることから、現地で医師の立ち合いを行い、安全に検体採取が行えるよう配慮すること。
- ② 予約システムについては、個人情報の管理を含め、適切にかつ安全に行うことができるよう構築すること。なお、Eメールに限らず、電話やFAXなどの受付方法などについても、対象者に対して、丁寧な周知を行うこと。
- ③ 鼻腔（前鼻孔）ぬぐい液の自己採取を行う際、複数の被検者への感染リスクもあるため、十分に感染対策を行うこと。（例えば、十分な間隔を確保できない空間、もしくは密閉した空間に被験者を集合させて、看護師の説明の元、同時に行わせる等、感染につながるような方法は回避すること）
- ④ 検体採取の翌日には、検査結果が判明し、陽性者には専門職によって速やかに連絡すると共に、不安を軽減するなどの精神的なフォローを行い、その後の調査に繋がられるような支援ができる体制を検討すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症については、日々、国の見解や専門機関の知見が出される状況にあるため、本提案やこれまでの実施方法にとらわれることなく、区と協議を行いながら、柔軟に本事業に取り組む姿勢を求める。
- ⑥ 本事業の対象は、感染に弱い状況の方や、そうした方々を介護・支援する職員となる。そのような方々の様々な状況に配慮いただき、受ける前から、受けてからも、受けてよかったと思ってもらえる検査となるよう、区民のために、区と力を合わせて取り組んでいただくことを、選考委員会として重ねてお願いする。

7 今後の予定

令和2年10月26日（月） 事業者への審査結果通知
区ホームページ（経理課）にて結果の公表
契約交渉相手方第一順位候補者との協議開始
11月上旬 契約締結、事業開始

世田谷区におけるPCR検査体制と社会的検査の概要（まとめ）

世田谷区では、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来の「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査」の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする「社会的インフラ（施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起こりやすいとされる）を継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）」を実施する。

①感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査（従来型検査の拡充）

対象：発熱等有症状のある方または濃厚接触者

規模：1日600件程度

方法：保健所が行う行政検査、医療機関や医師会が行う保険診療によるPCR検査

【新規】

○現在運営中のPCR検査実施施設内への検体採取検査機器の設置に向けた検討を進めている。効果として、検査結果の時間短縮を図る。

経費：851,691千円（3次補正予算）

主な内訳：医師・看護師、医師会委託、民間検査機関委託、PCR検査センター維持運営等

②社会的インフラを継続的に維持し、重症化を避けるためのPCR検査（新規「社会的検査」）

対象事業所：介護事業所、障害者施設、一時保護所・児童養護施設等【9/10追加】、保育園、幼稚園、小中学校、新BOP【11月追加】
 規模：23,000件分を想定（対象事業所の職員総数約38,900人（26,400人+12,500人【11月追加】+該当する利用者）
 経費：4億1,388万円（3次補正予算）
 その他：国や都の動向を勘案し、検査結果の効果や特定財源確保、今後の世田谷区における感染状況の推移を考慮の上、社会的検査の継続期間、検査方法、コスト面等について検証を続ける。

		小中学校 (9,800人) 新BOP (2,700人) 【11月追加】	介護事業所 (特養入所予定者含) (約12,000人)	障害者施設 (約3,000人)	一時保護所 児童養護施設 (入所予定者含) (約400人)【9/10追加】	保育園(約10,000人) 幼稚園(約1,000人)
社会的検査	施設内において現に陽性者が発生したケース	(1)濃厚接触者 (職員及び利用者)	従来型検査または <u>随時検査</u>			
		(2)上記以外 (職員及び利用者【9/10追加】)	(教職員のみ対象) 【11月追加】	最優先で <u>随時検査</u>		
		(3)対象事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある職員（濃厚接触者以外）【9/10追加】	—	(左記(2)については約1,500件、左記(3)については約3,000件を想定) (従来型検査または社会的検査いずれかの結果で陽性者が発生しても左記(2)(3)に該当すれば対象とする。)		
		(4)区が示すスケジュールに基づき、検査を希望する事業所で働く職員	—	介護事業所、障害者施設を優先に <u>定期検査</u> (介護事業所、障害者施設 約17,000件を想定) (一時保護所等【9/10追加】、保育園・幼稚園は、これまで感染に伴い休園した事業所が対象 約1,500件想定)		
		(5)社会的検査(定期検査・随時検査)により陽性者が発生したケース【11月追加】	発生後の翌月から 月1回×3か月 <u>定期検査</u> 【11月追加】 (介護事業所、障害者施設、一時保護所等、保育園等は職員及び利用者を対象、 小中学校は教員等のみ、新BOPは職員のみ対象 約800件想定)			

時期	随時検査対象施設	定期検査対象施設
10月～11月中旬	介護事業所、障害者施設、一時保護所・児童養護施設等、保育園、幼稚園	介護事業所
11月下旬～1月下旬	介護事業所、障害者施設、一時保護所・児童養護施設等、保育園、幼稚園、 小中学校、新BOP【11月追加】	介護事業所、障害者施設 (過去に休園した施設のみ) 一時保護所・児童養護施設等、保育園、幼稚園